

東観中学校いじめ防止基本方針

津市立東観中学校

1、いじめに対する基本的な考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめであるかどうかについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。その際には、いじめられた生徒や周辺の状況等の客観的な事実確認も行う。

また、いじめにあたると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らず、状況によっては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とする。ただし、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要である。

②具体的ないじめの態様

例えは次のようなものがある。

- ア ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2、いじめ防止等の対策のための組織

①組織の名称

いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）

②組織の構成

校長 教頭 生徒指導担当 本校担当カウンセラー 当該生徒関係教職員
必要に応じて保護者代表として PTA 役員、SSW

③組織の役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有、実態の確認。
- ・当該生徒への指導、当該保護者への対応。
- ・いじめ防止及び早期発見に向けての対策。

- ・外部組織との連携。
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケートの実施。

3、いじめの防止等の対策のための具体的な取組

①いじめの防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものであり、また、被害者にも加害者にもなり得るという観点から、全ての生徒をいじめに向かわせないための取組が必要である。

- ・いじめを許さない雰囲気の醸成。
- ・社会性やコミュニケーション能力の育成。
- ・自己有用感や自己肯定感の育成。
- ・生徒自らがいじめについて学ぶような自主的な取組。
- ・研修等でのいじめ防止に対する教職員の資質向上。
- ・人権教育の充実。

②いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく、いじめであると判断しにくい形で行われることが多くある。そのために、ささいな兆候についても教職員が相互に情報を共有し、早い段階から複数の教職員が関わるなど、生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃さない組織作りに取り組む。

- ・生徒指導部会等での情報共有。
- ・年間2回の生徒アンケートの実施。
- ・年間2～3回の教育相談の実施。
- ・日常的な生活ノート等を通じての生徒の実態の把握。
- ・家庭訪問を通しての保護者との連携。

③いじめに対する措置

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で止めさせる。また、相談や訴えには真摯に傾聴し、生徒の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は、いじめ防止対策委員会に報告し、速やかに情報共有する。その後、いじめの有無を確認する。
- ・家庭訪問等により、該当保護者に事実を伝え、連携を図り事態の収拾に努める。
- ・津市教育委員会に報告し、必要に応じて関係機関との連携をとる。

④いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の条件も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為に

より心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

⑤いじめの認知件数がゼロの場合について

学校において、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数がゼロであった場合は、当該事実を生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認する。

⑥生徒の主体的な取組について

生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、生徒が自らいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組を進める。

4、重大事態への対処

①重大事態とは

- ・いじめにより、本校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・いじめにより、本校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合で、「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず迅速に調査等に取り組む。

②重大事態発生時の対応

- ・ただちに、津市教育委員会と通して津市長へ事態発生について報告する。その後、津市教育委員会の「いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行う。

5、保護者、地域等との連携

①保護者の役割

- ・いじめ防止対策推進法第九条では、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする」とされている。

また、「保護者は国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するように努めるものとする」とされ、保護者の役割は非常に重要である。

②地域の役割

- ・地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、速やかに学校や教育委員会等の関係機関に情報提供を行ってもらえるように啓発を進めていく。

③学校・保護者・地域の連携推進

- ・策定した学校基本方針については、各学校のホームページなどで公開するとともに、その内容を入学時、各年度開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・日頃から家庭訪問等で、保護者との連携を密にして、保護者との関わりを強めていき、相談や情報提供しやすい雰囲気を作っていく。
- ・地域の青少年育成会や生徒指導等の関係団体と連携し、いじめ防止に努める。